

# 長野県社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）等の関係法令及び通知等（以下「関係法令等」という。）による法人運営及び施設運営等に係る指導監査事項の指導監査を行うとともに、積極的に助言、指導を行うなど、指導監査の実施方法について必要な事項を定めることにより、法人及び施設の適正な運営及び福祉サービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図ることを目的とする。

## (実施方針等)

第2条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、関係法令等及びこれまでの指導監査結果等を勘案して、毎年度指導監査開始時までには指導監査の実施方針を別に策定する。

2 実施方針には次の事項を定める。

- (1) 指導監査の基本方針
- (2) 指導監査の重点事項
- (3) 一般指導監査の実施計画

3 指導監査指摘事項の平準化を図るために、指導監査項目及び指導監査基準等を集約した指導監査基準を別に定める。ただし、法人の指導監査については、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号。以下「国要綱」という。）による指導監査ガイドライン（以下「法人ガイドライン」という。）を指導監査基準とする。

## (指導監査の対象及び区分)

第3条 指導監査の対象及び根拠法は、別表「指導監査対象区分」のとおりとする。

## (指導監査の種別)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別監査とし、原則としていずれも実地において行う。

## (法人に関する一般指導監査)

第5条 法人に関する一般指導監査は、原則として年に1回実施する。ただし、毎年度法人から提出される報告書類により運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、次の各号のすべてを満たすと判断する法人については、一般指導監査の実施の周期を、3年に1回まで延長することができる。

- (1) 法人本部の運営について関係法令等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない法人
  - (2) 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に特に大きな問題が認められない法人
- 2 前項ただし書が適用される法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等により、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般指導監査の実施の周期を、次の各号に掲げる周期まで延長することができる。

- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人については、5年に1回とする。

- (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査が実施されている法人については、5年に1回とする。
  - (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人については、4年に1回とする。
- 3 第1項ただし書が適用される法人であつて、前項に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、次の各号に掲げるいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するときは、一般指導監査の実施の周期を、4年に1回まで延長することができる。
- (1) 福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して知事が認めるものに限る。  
なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱うことができる。
  - (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われている。(福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている。)
  - (3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。
- 4 新設の法人については、原則として施設を開設した年度又は次年度の早い時期に当該法人の一般指導監査を実施する。
- 5 施設整備を伴う新設の法人については、原則として施設整備がある程度進行した時期に当該法人の一般指導監査を実施する。
- 6 法人及び施設の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、前各項の取扱いによらず、随時に一般指導監査を実施するものとする。

#### (指導監査事項の省略等)

- 第5条の2 前条第2項各号のいずれかに該当する法人については、法人ガイドラインの会計管理に関する監査事項を省略することができる。
- 2 前項の法人に対する一般指導監査を実施するに当たっては、法人ガイドラインの組織運営に関する監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類の内容を活用し、効率的に実施することができる。

#### (施設に関する一般指導監査)

第6条 施設に関する一般指導監査は、施設の種別に応じて次の各号の周期で実施する。

- (1) 保護施設については、年に1回実施する。  
なお、前年度における指導監査の結果、特に重大な運営上の問題がない施設については2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると判断されるときは3年に1回とする。
- (2) 社会事業授産施設については、4年に1回実施する。
- (3) 児童福祉施設については、年に1回実施する。  
なお、当年度に福祉サービス第三者評価を受審する施設は実施しないことができるものとする。
- (4) 老人福祉施設については、3年に1回実施する。  
なお、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対する一般指導監査は、介護保険施設等指導要領(平成19年3月12日付け18長福第501号)に基づく運営指導と併せて行うものとする。
- (5) 第2号及び第4号の規定にかかわらず、福祉サービス第三者評価を受審した施設については、直近の一般指導監査を実施した年度の翌年度から起算して6年目の年度までの間に1回とすることができる。

るものとする。

- 2 施設の運営等に問題が発生した場合、又は通報、苦情等でそのおそれがあると認められる場合は、前項の取扱いによらず随時に一般指導監査を実施するものとする。

#### (特別監査)

第7条 特別監査は、次の各号のいずれかに該当する場合、特定の監査事項を定め、改善が図られるまで、重点的かつ継続的に行う。

- (1) 法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 度重なる一般指導監査によっても改善の措置が認められないとき。
- (4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

#### (指導監査資料の提出)

第8条 法人又は施設に対し、期限を指定して、指導監査の実施に必要な事前提出資料その他関係資料の提出を求める。

#### (指導監査職員の心得)

第9条 指導監査を実施する職員（以下「指導監査職員」という。）は、指導監査を行うに当たっては、常に穏健かつ冷静な行動と指導援助的態度で接することにより、法人又は施設の自律的な運営を促すとともに、関係者の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

- 2 指導監査職員は、事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にするとともに、常に公正不偏の態度を持って臨まなければならない。

#### (一般指導監査の実施)

第10条 一般指導監査の実施に当たっては、法人の理事長又は施設の設置者に対し、一般指導監査の根拠規定、実施期日及び指導監査職員の職氏名、その他の必要な事項を、原則として文書により事前に通知する。

- 2 一般指導監査は、原則として職員2名以上で行う。
- 3 一般指導監査に際しては、法人の役員又は施設の長及び関係職員（以下「法人の役員等」という。）の出席又は立会いを求める。
- 4 一般指導監査に際しては、指導監査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 実地により実施することが困難な場合、第8条により資料の提出を求め書面又はリモート（オンライン会議システム等の活用）による監査を行うことができる。

#### (特別監査の実施)

第11条 特別監査は、次の各号に定めるもののほか、一般指導監査に準じて実施する。

- (1) 特別監査の実施に当たっては、緊急性等の状況を考慮し、事前の通知を省略することができる。
- (2) 特別監査の体制は、原則として関係課の職員を含めて編成する。

#### (監査結果の講評等)

第12条 指導監査職員は、一般指導監査終了後、法人の役員等に対して当該監査結果についての講評を行い、改善が必要な事項については、所要の改善を行うよう口頭で指導する。ただし、状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

- 2 指導監査職員は、一般指導監査終了後、速やかに、一般指導監査結果調書により当該監査結果を復命しなければならない。

(監査結果に関する指示等)

第13条 一般指導監査の結果、改善を要する事項のうち、重要と認められる事項については、その内容及び改善方法を文書により、速やかに法人の理事長又は施設の設置者に対して指導する。

- 2 前項の規定による指導事項に対する改善の状況については、期限を付して報告を求める。なお、報告の期限は、文書による指導の日から起算して概ね30日以内とする。
- 3 前項の規定による改善報告が期限を過ぎても提出されない場合又は報告の内容が不十分な場合には、必要に応じて改善状況を確認するための一般指導監査を実施することができる。

(要綱の適用除外等)

第14条 他の要綱又は要領等に定めのある指導監査、検査並びに指導及び監査の実施については、その要綱又は要領等の定めるところとする。

- 2 法人の指導監査について、この要綱に定めのない事項は、国要綱に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

「指導監査対象区分」

区 分	指導監査の根拠法令
保護施設 (救護施設)	生活保護法第44条
社会事業授産施設	社会福祉法第70条
児童福祉施設 (社会的養護関係施設) (注)	児童福祉法第46条
老人福祉施設 (特別養護老人ホーム・養護老人ホーム)	老人福祉法第18条
老人福祉施設 (軽費老人ホーム)	社会福祉法第70条
社会福祉法人	社会福祉法第56条

(注) 社会的養護関係施設とは、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童家庭支援センターをいう。